

フィリピンの再生可能エネルギー導入が本格化¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

フィリピンの再生可能エネルギー導入が昨年から本格化している。

エネルギー省（DOE）によれば、政府は今年1月半ば、新たな再エネ事業として5件のバイオマス、3件の水力、2件のソーラー、および4件の風力プロジェクト（合計設備容量304.51MW）を承認した。フィリピンは2012年7月から固定価格買取（FIT）制度を導入しており²、上記のプロジェクトもエネルギー規制委員会（ERC）の基準に合格すればFITの適用対象となる。DOEは昨年以來、再エネ事業の承認手続きを迅速化しており、今回の承認は昨年11月に承認された4件の地熱と10件の水力プロジェクトに続くものとなる。

これと並行して、DOE管轄下の国家再生可能エネルギー局（NREB）は1月初め、クリーンエネルギー事業への財政支援を目的とし、今年中に再エネ信託基金の設立を計画していることを明らかにした³。基金の主な財源として、国内の排出基準を定めた「フィリピン大気浄化法」（Philippine Clean Air Act）に基づきすべての発電所から徴収する料金が充てられる。

昨年10月には、フィリピン最大規模（150MW）のBurgos風力ファームがグリッドに接続し、稼働を開始した。このプロジェクトはフィリピンの電力大手Energy Development Corporation（EDC）がグループ子会社を通じてルソン島北部のイロコスノルテ（Ilocos Norte）州ブルゴス（Burgos）に建設していたもので⁴、やはりFITが適用される。これまで地熱発電の開発に重点を置いてきたEDCにとって、Burgosは同社初の風力発電事業となった。フィリピンの風力発電計画は当初の予定から大幅に遅れていた⁵が、Burgosの運開によって導入に弾みがつくことが期待される。

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² FITは再生可能エネルギー法（2008年発効）で定められ、2012年7月に買取価格が設定されたことにより、正式に施行された。

³ NREBが基金を管理し、その他の政府予算とは切り離れた特別枠として、再エネシステムの調査、開発、実証実験の普及および効率的な利用方法を研究する。また、市場競争原理を促すために、再エネ資源の開発も行う。

⁴ 同風力ファームはデンマークVestas社のV90 3MW風力タービンを50基使用する。VestasはプラントのEPCサービスも提供。事業費3億1500万ドルは海外と国内の金融機関から調達した。

⁵ Burgos以前に稼働していた国内唯一のプロジェクトは33MWのBangui Bayで、2013年の新規風力導入量はゼロだった。

ソーラー部門も拡大が予想される。政府は昨年、2015 年までの 3 年間に FIT のもとで導入するソーラー発電容量の上限を 500MW に引き上げると発表した。同年 5 月には、フィリピン初のユーティリティ規模ソーラーパークが稼働を開始した。総工費 4500 万ドルの San Carlos City (現在 13MW だが 22MW に拡張予定) プロジェクトである⁶。完成時には 13,000 世帯に電力を供給できる。

フィリピン経済は年 6~7%の成長を遂げており、国内の発電容量を増やす試みの一つとして、また環境対策やエネルギー安全保障の強化という観点から、再エネの導入を急いでいる。2008 年に発表した「国家再生可能エネルギー計画」(NREP) では、再エネによる電力供給量を 2010 年の 5,438 MW から 2030 年までに約 2.4 倍の 15,369 MW に増やす目標を掲げた。その後の進展ははかばかしくなかったが、ベニグノ・アキノ三世大統領は昨年 9 月、民間企業の関係者を前に、政府は 2030 年の目標を堅持していると述べ、計画への挺入りを約束した。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

⁶ 開発会社は、すでにタイでも大規模な太陽光発電所を建設した実績を持つドイツの Conergy 社である。